

令和2年度第2回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和2年10月15日(木) 午前9時25分から午前10時40分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員5名

(1) 委員

委員長	紀伊雅敦	(香川大学創造工学部教授)
委員長代理	富家佐也加	(弁護士)
委員	天谷研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	春日川路子	(香川大学法学部准教授)
委員	塚本秀和	(公認会計士・税理士)

(2) 市側出席者

外村財政局次長(契約監理課長事務取扱)、楠契約監理課技術検査室長、後藤契約監理課長補佐、鴻上契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、池添地域振興課長、中村地域包括支援センター副センター長、原健康づくり推進課長補佐、松本建築課長、里石都市整備局次長(道路整備課長事務取扱)、今岡下水道施設課長、蓮井西部クリーンセンター所長ほか

4 会議の概要

(1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

ア 工事等の発注状況について

令和2年5月から8月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 74件 公募型指名競争入札 75件 随意契約 5件 随意契約
(緊急工事) 8件

合計 162件 約6億359万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 38件 随意契約 32件

合計 70件 約4億2,315万円

イ 指名停止の状況について

令和2年5月から8月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 3者

(2) 審議(抽出事案について)

令和2年5月から8月発注工事のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の

工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 地域交流センター（仮称）・中部総合センター（仮称）等建設工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ 北内中筋線道路改良工事（3工区）
公募型指名競争入札 土木一式工事
- ウ 郷東ポンプ場改築実施設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 令和2年度西部クリーンセンター焼却プラント定期補修工事
随意契約 清掃施設工事

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 令和3年2月（予定）

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「市発注工事の入札・契約状況などについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止を行った3者とも、入札金額の誤りによるものであるとのことだが、原因の分析は行っているのか。 ・ 過去にも入札金額の誤りによる指名停止は行われているのか。 ・ 入札金額を誤って入札した業者に対して、原因のヒアリング調査は行っているのか。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大による発注への影響はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる入札者の記載誤りであるため、原因の分析までは行っていない。 ・ 過去にも同様の理由による指名停止を行っている。故意か過失かの判断はできないため、応札業者が落札決定後に入札金額を誤っていると契約締結を辞退した場合は、全て指名停止としている。 ・ 契約締結を辞退した業者には、事後的に入札金額を誤った理由などについて聞き取りを行っている。 ・ 現在、工事等の発注においては、特段の影響は生じていない。

<p>「地域交流センター（仮称）・中部総合センター（仮称）等建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札であるが、入札参加資格を市内企業に限定しているのはなぜか。 ・建築一式工事、電気工事、管工事を分けて発注した経緯及び理由はどのようなものか。 ・1回目の不調を受けて、入札参加条件の変更は行われたのか。また、業者の入札行動に変化は見られたのか。 ・1回目の不調時に、入札業者に対し、最低制限価格（数値的判断基準）を下回ったため不調となったことは伝えているのか。 ・1回目は低価格での入札のため不調となったにもかかわらず、2回目は入札した3者のうち2者が予定価格を超過しているが、金額算定の難しさがあるのか。 ・建築資材は使用するものによって、大きく金額が変わるが、競争環境の適切性を保つために、使 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元建設業は、地域経済を支える要であり、良好な都市基盤の整備はもとより、災害発生時には重要な役割を担っていると認識している。これらを踏まえ、本市の発注における基本方針は、市内企業優先発注を掲げており、特殊性の高い案件や応札可能業者が少なく、競争性が確保できない場合を除き、原則として、市内企業に限定して発注している。 ・従来から、専門業者の育成を図る観点から、各業種の名簿に登載されている業者が施工するように、分離して発注している。 ・1回目は、全ての入札者が最低制限価格（数値的判断基準）を下回っていたため、不調となったものであることから、入札参加条件は変更せず、単価の入れ替えや見積の取り直しを行い、設計書を仕立て直した上で再度発注したものである。なお、業者の入札行動や入札意欲の変化については、把握していない。 ・電子入札を採用しており、最低制限価格（数値的判断基準）を下回ったことは伝えず、単に不調となった事実が通知される。 ・施工の難易度は高くないが、工事の規模が大きいため、積算するに当たり、時間を要したためと推測される。 ・資材の質（グレード）については、設計書において、入札者に分かるように表記し
---	--

<p>用する資材のグレードを設計書に明示しているのか。</p> <p>「北内中筋線道路改良工事（3工区）」</p> <p>・道路系工事は応札者数が多い傾向にあるようだが、何か理由があるのか。</p> <p>・最低制限価格は事後公表であるにもかかわらず、当該価格と同額の入札者が4者もあるのはなぜか。</p> <p>「郷東ポンプ場改築実施設計業務委託」</p> <p>・落札率が低いようであるが、予定価格と入札価格に開きが生じたのはなぜか。</p>	<p>ている。</p> <p>・1,500万円から3,000万円の土木一式工事については、総合評価Ⅱ型という、簡易な総合評価落札方式であるのに対し、本案件は通常の価格競争であるため、業者の入札手続が容易であること、施工場所が市街地に比べると施工しやすく、工事の難易度も高くないこと、また、入札参加資格条件が、土木一式工事の格付けB又はCであり、名簿登載業者数が多いことから、応札者数が多くなったものと推測される。</p> <p>・積算基準書等で単価は公表されており、最低制限価格率の計算式についても公表されていることから、本市の最低制限価格を推測し得ると考えられる。</p> <p>・過去の土木コンサル業務の平均落札率は、平成28年度が82%、29年度が66%、30年度が57%、31年度が74%であり、年度ごとにバラつきがあるが、業者がノウハウを有する案件が多く発注された場合、落札率が低くなる傾向にあると考えている。</p> <p>本案件においては、一番高い入札金額でも予定価格の69%と、通常の土木工事や建築工事と比べると低くなっており、各入札者が、本業務に係るノウハウや対象設備の詳細な情報を有していたため、落札率が</p>
---	--

<p>・設計書の品質をどのように担保しているのか。</p> <p>「令和2年度西部クリーンセンター焼却プラント定期補修工事」</p> <p>・当初、機械を納入した業者と随意契約したものと思われるが、技術提供元の代理店など他に施工できる業者はいないのか。</p> <p>・西部クリーンセンターはいつ設立されたのか。また、今回補修を行う設備については、これまでも何度か補修を行っているのか。定期的な補修を要するのであれば、今後は、補修を含めたランニングコストを考える必要がある。</p>	<p>低くなったものと推測される。</p> <p>・下水道業務については、市民の生活に直結する重要な業務であり、下水道用設計標準歩掛表を基に設計書を作成し、国の交付金を活用した上で実施していることから、国の会計検査も受けている。また、入札参加条件で予定価格の3分の2の同種の履行実績を求めることで、不良・不適格業者でないことについても、担保している。</p> <p>・技術提供は受けているが、設計施工は本案件の契約の相手方が行っており、特許及び意匠も当該業者が有しているため、他に施工できる業者はいないものである。</p> <p>・当施設は、昭和63年に設立したものであり、部品ごとに毎年あるいは定期的に補修を行っている。今後の施設整備に当たっては、ランニングコストについて、十分検討していくようにする。</p>
---	--